

令和2年2月定例会 県土整備委員会（事前）

令和2年2月6日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料、資料1）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算
- 議案第4号 令和2年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算
- 議案第28号 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について
- 議案第29号 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について
- 議案第30号 公衆浴場法施行条例の一部改正について
- 議案第31号 食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について
- 議案第32号 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 徳島県消費者基本計画・徳島県消費者教育推進計画の変更（案）について（資料2-1, 2-2, 2-3）
- 徳島県再犯防止推進計画（素案）について（資料3-1, 3-2）
- 新型コロナウイルス感染症への対応について

折野危機管理部長

危機管理部から2月定例会に提出を予定しております案件等につきまして、お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和2年度主要施策の概要についてでございます。

施策全体を大きく3本の柱で構成し、各施策を推進することとしております。

まず、1、未知なる災害を迎え撃つ「強靱^{じん}とくしま」の実装でございます。

（1）迅速かつ円滑な復旧・復興では、①事前復興の推進として、復興プロセスの理解促進、復興議論の喚起や意識醸成を図るとともに、②地域継続の推進では、県内企業等におけるBCPの実効性の向上や相互連携・補完体制の整備を推進いたします。

（2）県土強靱化^{じん}の加速でございます。

①「とくしまゼロ作戦」の加速として、南海トラフ巨大地震等における死者ゼロの実現

とあらゆる災害における被害の最小化を図るため、市町村の国土強靱化地域計画に位置付けられた防災・減災対策に対して、重点的に支援してまいります。

主な事業といたしましては、アの長期停電に備えた非常用電源設備の整備や、オの避難所等における快適なトイレ環境の整備を支援いたします。

2ページをお開きください。

②「戦略的災害医療プロジェクト」の展開では、災害関連死をはじめとした、防ぎ得た死をなくすため、平時と災害時とのつなぎ目のない、災害医療体制の連携強化を図ります。

(3) 応援・受援体制の確立として、①防災訓練等の実施では、災害時における防災関係機関相互の連携や広域的な応援体制の充実強化を図るため、近畿府県合同防災訓練を実施いたします。

3ページを御覧ください。

②徳島県災害マネジメント総括支援員制度による体制整備といたしましては、被災市町村の災害マネジメントを総括的に支援できる人材を養成するとともに、研究機関と連携した災害対応業務の標準化を推進いたします。

次に、(4) 地域防災力の強化として、①消防広域化の推進では、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を図るため、消防の広域化を推進いたします。

②消防団の活性化では、アの女性や学生、消防団OB等、多様な人材の活用による消防団員の確保や、イの全国から約3,000人が一堂に会する、全国女性消防団員活性化徳島大会を開催いたします。

4ページをお開きください。

④防災人材の育成と防災意識の向上では、アの実践力を備えた防災士の養成などにより、地域の防災リーダーとなる人材の育成や、イの防災生涯学習を推進するため、学校・地域における防災教育・防災活動を支援いたします。

資料下段の(5) 危機事象への対応として、テロや武力攻撃、新型インフルエンザ、家畜伝染病などあらゆる危機事象に対し、組織的な対応体制を確立するため、徳島県危機管理対処指針に基づき、各種訓練を実施いたします。

5ページを御覧ください。

2, とくしま消費者行政・消費者教育の飛躍、(1) 新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、①相談体制の充実・強化として、県下全域の相談員のレベルアップ、核となる県消費者情報センターの体制強化、市町村消費生活センターとの連携・支援体制の充実を推進いたします。

②消費者教育の推進では、成年年齢の引下げに伴う、若年者への消費者教育として、小・中学生向けの消費者教育教材の活用促進や特別支援学校版の教材を作成いたします。

③見守りネットワーク活動の推進では、高齢者等の消費者被害防止のため、見守りコーディネーターの資質向上を図ります。

④エシカル消費の推進では、イベント等の開催やエシカル消費自主宣言事業者等を拡大してまいります。

6ページをお開きください。

資料中段（2）国際連携ネットワークの推進と世界展開，①徳島ならではの「国際連携ネットワーク」の推進でございます。

アのG20消費者政策国際会合をレガシーとして，令和2年度に開設される，消費者庁新未来創造戦略本部と連携し，徳島ならではの国際連携ネットワークを活用した情報発信に取り組むとともに，イの広く県民が参加できる国際会議を開催し，国際的な視点を踏まえた持続可能な消費者行政・消費者教育を推進いたします。

3，誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現についてでございます。

（1）食の安全安心の実現では，①食品衛生管理の向上として，アのHACCPアドバイザーの育成や相談窓口の設置により，中小規模事業者のHACCP導入に向けた支援を強化してまいります。

イの食品衛生法改正により見直された営業許可制度等について，制度の周知や適切な指導を行ってまいります。

7ページを御覧ください。

資料中段，②食品表示の適正化でございます。

アの令和2年4月から，新しい食品表示制度に完全移行するため，食品表示適正化推進員のスキルアップや食品表示Gメンとの連携により，監視・指導体制を強化いたします。

オの食品の表示や安全性を正しく理解し，消費者自らの健康づくりや適切な消費活動に活用できる人材を育成するため，消費者庁と連携した消費者教育を展開いたします。

（2）安全安心な生活環境の実現でございます。

①生活衛生関係営業の発展では，理容業，美容業，クリーニング業など，生活衛生関係営業者の衛生水準の向上や業界の健全な振興に対して支援いたします。

8ページをお開きください。

②水道の基盤強化等の促進では，水道事業者に対し，経営基盤強化や施設の強^{じん}靱化を促進するため，国の補助金・交付金制度の有効活用や広域連携の取組に対し，助言・指導を行ってまいります。

③交通事故対策の推進では，アの県民の交通安全意識の高揚を図るため，県民総ぐるみによる交通安全運動の展開や毎月の街頭交通安全キャンペーン等を実施するとともに，県民自身で事故防止に向けた目標を定める，交通安全自主宣言（仮称）の取組を推進いたします。

④再犯防止対策の推進では，関係者が一堂に会した情報交換や再犯防止施策の重要性を広く県民に周知いたします。

9ページを御覧ください。

（3）人と動物の共存社会の実現でございます。

①動物愛護及び適正管理の推進では，アの譲渡交流拠点施設きずなの里において，地域で活躍するボランティアリーダーの育成やボランティアと連携した譲渡の推進により，助けられる犬・猫の殺処分ゼロを目指してまいります。

また，エの認定された災害救助犬への活動支援や継続訓練を通じ，他の認定機関の認定を促進するとともに，新たな災害救助犬やセラピー犬等の育成・スキルアップを実施してまいります。

②動物由来感染症対策の推進では，人・動物への感染防止による，One Health

h 実現を目指すため、医療・獣医療機関や、近隣県、大学、研究機関との連携を強化し、動物由来感染症ネットワーク・徳島モデルの構築を目指してまいります。

10ページをお開きください。

令和2年度一般会計・特別会計予算についてであります。

まず、一般会計予算についてですが、危機管理部の令和2年度一般会計予算の総額は、最下段の計の2列目に記載のとおり38億1,037万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

前年度当初予算額に比べ、最下段計の4列目に記載のとおり7,174万円の増額、率にして前年度比101.9パーセントとなっております。

なお、前年度の6月補正後の予算額との比較につきましては、別途お配りしております資料1を御参照いただければと存じます。

説明資料に戻りまして、11ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

最下段合計に記載のとおり3,720万1,000円を計上いたしております。

12ページをお開きください。

課別主要事項説明についてでございます。

前年度当初予算額B欄と、比較の中の増減欄及び率欄それぞれの下段の括弧書きは、令和元年6月補正後予算額等を計上しています。

まず、危機管理政策課でございます。

防災総務費の摘要欄、②防災対策指導費、アの「事前復興」推進事業は、大規模災害からの速やか復旧・復興を実現するため、事前復興に関する県民意識の醸成や事前復興の取組を推進する経費であり、イの災害マネジメント力向上事業は、徳島県災害マネジメント総括支援員等の養成に要する経費でございます。

13ページを御覧ください。

資料の中段、消防指導費の摘要欄、②消防学校運営費は、消防職員及び消防団員に対する消防教育訓練を実施する経費でございます。

その他経費と合わせた予算総額は、最下段、危機管理政策課計の右隣に記載のとおり、14億7,267万5,000円でございます。

14ページをお開きください。

とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄、②防災対策指導費、アの「とくしまゼロ作戦」^{じん}県土強靱化推進事業は、市町村の国土強靱化^{じん}地域計画に位置付けられた、防災・減災対策に対して、重点的に支援を行うための経費、イの近畿府県合同防災訓練は、大規模災害発生時における防災関係機関相互の連携や広域的な応援体制の充実を図るため、本県を含む近畿2府7県で合同訓練を開催するための経費、また、ウの災害対策本部代替機能強化事業は、万代庁舎が被災した場合のバックアップとして、徳島県警中央署に防災無線や映像機器などを整備する経費でございます。

15ページを御覧ください。

防災総務費の摘要欄、③、アの総合情報通信ネットワークシステム運営事業費は、県・市町村をはじめとする防災関係機関を結ぶ、防災情報・通信ネットワークシステムの運営

管理に要する経費でございます。

その他経費と合わせた予算総額は、最下段、とくしまゼロ作戦課計の右隣に記載のとおり7億8,373万1,000円となっております。

16ページをお開きください。

消防保安課でございます。

防災総務費の摘要欄、②航空消防防災体制運営費は、消防防災ヘリコプターの運航及び管理等に要する経費でございます。

次に、消防指導費の摘要欄、①、アの「全国女性消防団員活性化徳島大会」開催事業では、女性の活躍を推進し、地域防災力の向上につなげるための全国大会開催経費、イの地域を守る「消防団」活性化推進事業は、消防団員の確保とその活性化等を支援するための経費でございます。

17ページを御覧ください。

銃砲火薬ガス等取締費の摘要欄、②銃砲火薬類等取締費、③高圧ガス取締費は、火薬類・高圧ガスの製造、販売等への規制・指導に要する経費でございます。

その他経費と合わせた予算総額は、最下段、消防保安課計の右隣に記載のとおり3億3,656万5,000円となっております。

18ページをお開きください。

消費者暮らし政策課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄、②、アのSDGsでつながる消費生活レガシープロジェクトでは、消費者被害防止に向けた、特別支援学校向け教材の作成など、消費者の安全安心を守るプロジェクトの展開に要する経費、イの消費生活センター「戦略拠点機能」強化事業は、県及び市町村の消費生活センターのネットワークの充実、相談員のレベルアップや確保に要する経費でございます。

次に、計画調査費の摘要欄、①地方創生の深化のための支援費、アの世界に先駆け！未来につなぐ消費者行政・消費者教育事業は、昨年9月のG20消費者政策国際会合をレガシーとして、国際連携ネットワーク活動の推進や国際会議の開催に要する経費でございます。

19ページを御覧ください。

運輸交通対策費の摘要欄、③交通安全対策費、アの「挙県一致」交通安全推進プロジェクトでは、県民総ぐるみによる交通安全運動の展開や交通安全自主宣言を推進する経費でございます。

その他経費と合わせた予算総額は、最下段、消費者暮らし政策課計の右隣に記載のとおり3億3,148万7,000円となっております。

20ページをお開きください。

安全衛生課でございます。

計画調査費の摘要欄、①地方創生の深化のための支援費、アのHACCPプロモーション徳島ブランド伸展事業は、HACCPの普及促進、アドバイザーの育成に要する経費でございます。

予防費の摘要欄、②動物愛護管理費、アの動物愛護「きずなの里」プロジェクト事業は、きずなの里を拠点に、ボランティアと連携した県外への犬・猫の広域譲渡を推進する

経費であり、エの災害救助犬等育成スキルアップ事業は、災害救助犬やセラピー犬等の育成・スキルアップに要する経費でございます。

21ページを御覧ください。

食品衛生指導費の摘要欄，②食品衛生管理指導費，アの食品衛生管理指導事業費は，食品関係営業施設の監視指導に要する経費でございます。

摘要欄，⑤食の安全・安心推進費，アの食品表示適正化スピードアップ事業は，食品表示適正化推進員のスキルアップや食品表示Gメン活動の強化に要する経費であり，イの食品関連事業者表示支援事業は，表示適正化のための出張相談窓口の設置や御当地の食品表示例作成に要する経費でございます。

22ページをお開きください。

環境衛生指導費の摘要欄，③上水道施設整備管理指導費，アの生活基盤施設耐震化等交付金は，市町村が行う水道施設の耐震化や老朽化対策の支援に要する経費でございます。

その他経費と合わせた予算総額は，下から2段目，安全衛生課計の右隣に記載のとおり8億8,592万1,000円となっております。

23ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

早明浦ダム建設事業上水道用水負担金等として，ダムの維持・管理の負担金など合計3,720万1,000円を計上いたしております。

24ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為についてでございます。

鳴門合同庁舎施設改修事業工事請負契約につきましては，鳴門合同庁舎の施設改修として，令和3年度に限度額1億2,485万7,000円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

25ページを御覧ください。

その他の議案等として，条例案を5件提出しております。

まず，アの徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い，圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料額を定めるものでございます。

イの徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正でございます。

震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るためには，事前復興の推進が重要であることから，各種復興業務の事前理解や人材育成などの取組を促進し，震災に強い社会の実現に寄与するための所要の改正を行うものでございます。

1ページ飛びまして，27ページをお開きください。

ウの公衆浴場法施行条例の一部改正では，公衆浴場における衛生等管理に関する国の要領が改められたことに伴い，入浴者の衛生に必要な措置及び公衆浴場の構造設備の基準について所要の改正を行うものでございます。

エの食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正では，食品衛生法等の一部が改正され，営業施設の衛生的な管理，その他公衆衛生上必要な措置に関する基準が厚生労働省令で定められたこと等に伴い，関係条例について，所要の改正を行うもの

でございます。

28ページをお開きください。

オの徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正では、動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、動物の適正飼養のための規制が強化されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

この際、3点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料2-1を御覧ください。

徳島県消費者基本計画・徳島県消費者教育推進計画の変更(案)についてでございます。

1、変更の趣旨といたしましては、消費者基本計画及び消費者教育推進計画は、計画期間中ではありますが、集中取組期間が今年度終了することから、新たなKPIの設定や最近の情勢を踏まえた新たな課題への対応などを計画に位置付けるものであります。

2、計画期間につきましては、記載のとおりであり、現行計画から変更はございません。

3、消費者基本計画の主な変更点といたしましては、(1)持続可能な開発目標「SDGs」の推進、(2)「Society5.0」への対応、(3)消費者庁新未来創造戦略本部との連携、(4)消費者政策における世界共通課題への対応などを、新たに計画に位置付けることとしております。

裏面を御覧ください。

4、消費者教育推進計画の主な変更点といたしましては、消費者基本計画の変更に合わせた施策を計画に位置付けるとともに、エシカル消費の認知度向上をはじめ、消費者教育のより一層の充実に取り組むこととしております。

今後、県議会での御論議、消費生活審議会やパブリックコメントにおける御意見を踏まえ、年度内に策定したいと考えております。

詳細につきましては、資料2-2、徳島県消費者基本計画(変更案)、資料2-3、徳島県消費者教育推進計画(変更案)を御参照ください。

次に、資料3-1を御覧ください。

徳島県再犯防止推進計画(素案)についてでございます。

1、趣旨といたしましては、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的として、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、新たに計画を策定するものであります。

2、計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、3、計画の方針といたしましては、(1)国・民間団体等との連携強化、(2)就労・住居の確保など六つの重点課題を設定し、国や県、民間団体等が連携して施策を展開することとしております。

4、施策の成果指標といたしましては、本県における刑法犯検挙者中の再犯者数を、令和6年度末までに基準値とする平成30年から20パーセント以上減少させることを目標としております。

今後、県議会での御論議やパブリックコメントを実施し、年度内に策定したいと考えて

おります。

詳細につきましては、資料3-2、徳島県再犯防止推進計画（素案）を御参照ください。

最後になりますが、配付資料はございませんが、新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。

昨年12月に中国武漢市において同感染症の発生が確認されたことを受け、県では1月8日から危機管理連絡会議を随時開催し、庁内での情報共有や連携体制を確保してまいりました。

さらに、1月30日に政府や全国知事会において、それぞれ対策本部、緊急対策会議を設置し、同日、本県においても危機管理会議を開催いたしました。

これらを通じ、医療体制の確保、24時間体制の相談窓口の設置、県民への情報提供、県有施設への手指消毒・マスクの配置、危機管理調整費を活用した検査体制の確立などの対応を全庁的に行っているところでございます。

今後とも、保健福祉部や病院局と連携し、万が一の県内での発生に備え、全庁を挙げ万全の体制を執ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

高井委員

新型コロナウイルス感染症の対応についてのみ、今日は質問させていただきたいと思っております。

先ほど、御報告がございました、政府のほうでは危機管理の会議ができて、それにとつていろいろな対応をしているということで、今のところ、世界的にも大変な状況になっておりますが、WHOはまだパンデミックという認識ではないということのようですが、しかし指定感染症に指定されたということで、これから先についてやはり前もっているような対策を講じていかなければならないと思っております。

徳島県庁の中でそうした会議を受けて、現在の徳島県内をどういう分析をして、どういう状況でどういう体制を執っているのか、まずはお聞かせください。

坂東危機管理部次長

新型コロナウイルス感染症への県内での体制についての御質問でございます。

先ほど報告にもありましたとおり、危機管理連絡会議それから危機管理会議を通じて、全庁的な、まず感染防止ということでそれぞれ所管している施設に対して、手指消毒の薬剤の設置でありますとか、手洗い、うがい等の呼び掛けの張り出し、そうしたことについて行っていると同時に、実際にもし県内で発生した場合に診察を行うこととして想定され

ております医療機関につきまして、関係者で集まって体制の確認、資材の充足状況の確認等を行ったところであります。

今後につきましては、まず検査体制というものが、現在は国立感染症研究所、こちらのほうに、例えば疑い症例が発生した場合は、拭い液という形で検体をとってそれを持ち込む形になるのですが、それぞれ全国的に検査体制を確立するということが厚生労働省から指示が出ておまして、この体制作りを急いでおります。

まず検査体制を作るということ、それから受診体制についてはできておりますが、保健所等が実際に疑い症例という形で、県民の方にはかなり不安が広がっておりまして、その不安解消ということも含めて24時間の相談体制を執っておりますが、そうしたところから入ってきたものを、診察をする医療機関につなぐような部分、こうしたところの体制を確認しているところでございます。

高井委員

もちろん災害もそうですが、こういうウイルス等の危機という状況には、調整役というか、まずは窓口として危機管理部が対応されると思います。その上で感染症・疾病対策室とかいろいろな所と連携しながらということで、非常に災害対応も含め、大事な危機管理部としていろいろな事象における鍵となる役割を担うことになっているので大変だと思いますが、危機感を持って引き続きやっていただきたいと思います。

幸い今、徳島県内は発見されていないわけではあります、しかしそうした発見されるという可能性も含んでやはり対応、医療機関若しくは資材等、検査体制も準備していただいているようなので、ほっとはしておりますが、ただ必要以上に危機感をあおらないということも大事なのではないかと思っております。

SARS発生の時と違って、致死率が2パーセントから3パーセントと言われておりますので、まずは自衛をするということを県民の皆さんに呼び掛けることも大事かと思っております。つまり、うがい、手洗い、それから規則正しい生活といった、免疫力を高めておくということが一番の危機管理の要であり、その上で何かあったときには行政として最大限の対応をするということですので、うがい、手洗いの推奨や、かからないようにするためのことは、もしかしたら保健福祉部のほうがやることなのかもしれませんが、危機管理部としても県民の皆さんにしっかりと何かあったときの対策をアピールすることはもちろんですが、自らの体をきちんと守ってほしいということも重ねて対応していただきたいと思っております。

今、香港便が季節定期便として飛び始めております。

香港でもダイヤモンド・プリンセス号から降りた方が香港に戻られて、多分、香港で発症したということですので、潜伏期間にうつることも考えれば、今、挙がっている人数よりはひょっとしたら10倍ぐらいいは無症状病原体保有者としてウイルスを持っている方がおるのではないかと、これは単に推測をするわけです。

そういう中で、検査等の体制とかは県土整備部のほうで、後で聞こうとは思っておりますが、空港などの検査所でのこれからのいろいろな対応について、今は多分サーモグラフィと問診というところなのだろうと思っておりますが、危機管理部としてはこれから先の対応として、空港等での措置は何か考えておりますか。

坂東危機管理部次長

空港での対応につきましては、今回の症例に合わせて検疫の基準というのが出ておりますが、それに従ってやっていくということで、その分については特に変わりはありません。

危機管理部と県土整備部、それぞれの部局の調整役、それから情報の結節点として我々のほうで、まず県民の方々への正確な情報提供というものは関係部局と連携しながらやっていきたいと思っております。

高井委員

よろしくお願ひします。今日の徳島新聞にも載っておりましたが、徳島県内で感染者が出たという誤認情報がSNS、主にFacebookのようで、私も見たのですが、それが拡散されたということでございました。

県は冷静な対応を呼び掛けているということで、概要的なものはこの記事にもあったのですが、この件について把握していれば経緯並びに対応についてお答えいただければと思います。

坂東危機管理部次長

今回のデマ騒ぎにつきましては、保健福祉部のほうで覚知をしておるところであります。その内容、事実関係がどういう経緯でそういう発信に至っているのかということについては現在、保健福祉部のほうで当事者等の聞き取りを行うと聞いております。

事実関係の中でそういうものはないということは、我々も確認をしております。この点につきましては保健福祉部のホームページそれから我々のほうで、防災危機管理情報のTwitterを持っておりまして、その中でもそういう事実はありませんということ発信をしております。

今後につきましても、こういったデマ情報というものが、いろいろな所から発信される可能性はありますので、これは我々もそういうものが出た場合に備えて、その打ち消しというものについて力を入れていきたいと考えております。

高井委員

やはり災害や何かのときにこうしたデマ情報が流れるというのは今、本当にいろいろな所で問題になっております。このデマ情報を基に事件が起こったり、事故になったりとか、具体的に本当に何か起こるケースが現実的に多発をしておりますので、徳島県では余り今までなかったかもしれませんが、この記事を見て、こういうことはやっぱり小さな所でもいろいろな所でも起こり得ることなので、もしかしたらこうしたことに対応するのも危機管理部としてこれからの大きな一つの課題かなと。デマはできるだけ早く発見して打ち消す、落ち着く、冷静な対応で呼び掛ける、しっかりと情報確認してくださいということ発信していくということは、これから危機管理部の対応の一つの柱としても、頭に入れておかなければいけない時代に来ているのではないかと感じました。

幸い今回は、皆うろたえたりすることもなく、新聞にもすぐ取り上げられたので、新聞

を読んでいる方はデマだったのだと分かったかもしれませんが、今インターネット上の情報だけ見ている方は、新聞若しくはテレビ等を余り見ないという方もおいでますので、もしかしたらまだ信じている方もいるかもしれないと思って心配はいたします。こうしたこともこれからの対応策ということを入れて、危機管理部として取り組んでいただけたらと思います。

山田委員

新型コロナウイルス感染症のデマ情報というのは、本当に腹の底から怒りを覚えるものですが、事実確認をしっかりとしてほしいと思います。

同時に、この危機管理部が文字どおり情報の結節点という役割だと言われていたが、特に県民の皆さんからも24時間の相談体制、保健福祉部が所管になると思うのですが、当然、危機管理部のほうでも把握されていると思うので、どういうふうな内容と件数で現在推移しているのかについて伺います。

坂東危機管理部次長

保健福祉部において、相談窓口は1月8日から設置をしておりますが、24時間体制につきましては、1月30日から土日祝日を含めて対応しているという状況でございます。

保健福祉部によりますと、2月5日現在で328件の相談がありました。

この内訳としましては、県庁で106件、それから県内の6保健所で222件の相談が寄せられております。

相談内容としましては、県や保健所の相談体制に関する事、新型コロナウイルス感染症がどういう病気なのか、こうした内容が大半を占めていると聞いております。

これにつきましては、我々も保健福祉部と情報共有しながら、必要に応じタイムリーな情報提供に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

今、中身が分かりましたが、そういうことを受けて危機管理部として具体的に我々がイメージできるようにしてほしいのですが、情報共有して今後知らせていく上での具体的なイメージを教えてくださいと思うのですがどうですか。

坂東危機管理部次長

情報提供ということに関しましては、県ですとホームページというのがこれまで一般的でございます。それだけでは、なかなか見に来た方しか見えませんので、先ほどTwitterというお話をしましたが、感染症は10年ぶりぐらいですので、今まで余りそこで取り扱ってなかったのですが、避難勧告や災害情報というのはこれまでTwitterで出しております。それに加えて、今回感染症の情報というものも出していく。Twitterが一番、拡散力という点では効果がありますので、これを活用していきたいと考えております。

山田委員

分かりました。これについては、また動きを見ながら、質問をしていきたいと思いません。

あと1点だけ聞いておきたいのですが、南海トラフ巨大地震の対策の上でも、飲み水の問題、水道管の問題というのは非常に重要な問題だと言われています。しかし、水道管の耐震化がまた全国ワーストワンになったという報道もされております。

全国ワーストワンになった原因は、一体どういう状況なのかについてお伺いします。

山本安全衛生課長

水道の基幹管路の耐震適合率が、全国ワーストワンになったことについての御質問でございます。

この件に関しましては、平成25年11月に公表しました、徳島県南海トラフ巨大地震被害第二次の想定におきましては、上水道の断水率が発災直後で92パーセント、1か月後で22パーセントと予想されております。また、平成29年7月に公表されました、徳島県中央構造線活断層地震被害想定では、上水道の断水率が発災直後で75パーセント、1か月後で7パーセントと予想されております。

特に、平成30年に発生しました7月豪雨によります水道施設の土砂災害や浸水災害、同年9月に発生しました北海道胆振東部地震によります大規模停電、これまで水道施設において経験の少なかった災害が顕在化しております。

こうした水道事業の防災への取組は、これまで以上に必要なものと認識しております。このような中におきまして、1月27日に厚生労働省より、平成30年度末での水道施設における耐震化の状況が公表されました。

その一つの指標であります導水管や送水管、そして配水本管からなります水道の基幹管路の耐震適合率の本県の値が、昨年度と比べますと0.9パーセント上昇しておりますが、順位としてはワーストワンということになっております。

この基幹管路の耐震適合率と申しますのは、最大級の地震の揺れにおきましても良好な地盤であれば、耐震化されていない水道管でも、被害が軽微な管路で地盤の評価が加わったものでありまして、今回大きく報道されなかったのですが、耐震管率というのも同時に公表されておまして、この耐震管率と申しますのが最大級の地震の揺れにおいても、それにより地盤が液状化しましても、被害が軽微な管路、要するに継手等が外れないという管路のことでございますが、この耐震管率で言いますと全国36位でございます。

南海トラフ巨大地震をはじめまして、大規模災害の発災時におきましては、命の水の供給、更に復旧・復興におきましては、浸水した家屋等の汚れの洗浄等、公衆衛生の確保を図る必要性もございまして、大変重要であるということで現状としては早急に解決すべき課題と認識しております。

この現状の原因としましては、人口減少によります料金収入の減少、老朽化に対する更新需要の増大、これに加えまして更新に必要な原資であります水道料金の値上げ、これが市町村議会、住民等の合意がなかなか得られづらい状況であります。また、水道事業の運営基盤がぜい弱となっていること等が考えられている原因ではあります。

また、国の支援につきましては、水道事業は公営企業でありますので、料金収入で事業経営することが原則という考えが基本でございます。ほかの公共事業でありますとか、ラ

イフライン事業に比べますと、採択基準が厳しい。例えますと、水道料金が全国の平均よりも高くなければ採択されないといった条件の厳しいものとなっております。

さらには、補助事業となった場合でも補助率が3分の1、非常に高くなった場合でも2分の1という状況がございまして、非常に採択要件が厳しい上に、補助率についても非常に厳しい状況というのがございます。

今後、補助事業につきまして、特に政策提言等を行っていくこととしておりますが、特に運営基盤の強化という面におきまして、徳島県の事業者、市町村の枠を超えた広域連携というのを大きな第一の課題解決の部分と考えております。

広域連携に加えまして、官民連携でありますとか、水道料金の算出を行います資産台帳整備の推進も、改正されました水道法におきましてはうたわれておりますので、これらの推進とともに、本年度から行っております水道事業広域連携検討会、こういったものを通じまして、市町村に耐震化の向上を要請してまいりたいと考えております。特に、耐震化率の低い市町村につきましては、個別に要請をしていこうと考えているところです。政策提言につきましても補助率のかさ上げ、採択要件の緩和を要請してまいろうと考えているところです。

平成29年度末の発表ではワースト2位でありまして、今回最下位ということになったわけですが、他の自治体の名前を出すのは非常に忍びないところではございますが、最下位であった鹿児島県が非常に耐震化率が向上したということで、鹿児島県におきましては、全国平均をはるかに超える4.9パーセントの耐震化率向上を達成しております。

さらに、茨城県、和歌山県におきましても、全国平均をはるかに超える耐震化率の向上を示しております。特にこの3県に対しまして、どういう対策を行ったのか、個別に調査を行いまして、その方法を参考に今後進めていこうと考えておるところでございます。

山田委員

それを踏まえて、やっていくということですが、その取組を通じて、是非ともこの水道のことを前進させていただきたいのですが、予算に限って言うと、今日報告があった説明資料22ページの上水道施設整備管理指導費が約3,000万円減額されているという状況ですが、今、山本安全衛生課長が言ったことと、県の姿勢との間にかい離があるのではないかと。

もちろん市町村が一義的というのは分かっています。しかし、最下位になったわけですから、南海トラフ巨大地震の直接大きな影響を受ける本県としたら、やはりこの点については、今後改善する必要があるのではないかと、その姿勢を示す必要があるのではないかと。

先ほど、鹿児島県を含めて調べるということも言われましたが、その調査と合わせて、この改善も含めてしてもらいたいと強く要望するのですが、減額と先ほど山本安全衛生課長が言われた整合性についてはどうかという点についてお伺いします。

山本安全衛生課長

来年度予算におけます、国の補助金等との整合性についての御質問でございます。

参考としまして、平成30年度の国の補正予算に創設されました、防災・減災、国土強靱化^{じん}のための3か年緊急対策の予算がございまして、その今年度の本県におけます配当状

況をお知らせいたしますと、徳島市や鳴門市など5市町におきまして、補助金ベースで約2億円ということになっております。

これが3分の1補助ということですので、事業ベースにしますと、約6億円の耐震化事業が行われたということになっております。

来年度要望といたしましては、通常予算と合わせた額になっております。これにつきましては、市町村のヒアリングを行って、国の補助の枠取りという形で取っておるものでございます。決して耐震化の額が下がっているということではないということで、御理解いただけたらと思います。

古川委員

まず、予算についてですが、防災総務費の「未知への挑戦」実装費というのは、どういった事業ですか。

岡委員長

小休します。（14時08分）

岡委員長

再開します。（14時09分）

坂東危機管理部次長

今回の「未知への挑戦」実装費ということで、知事も言うておりますが、人口減少と災害列島という二つの国難に直面しているという中で、Society 5.0をはじめとして、いろいろな行政課題、これの実現を含めて、いろいろな政策課題が出ております。

県民ニーズというものにつきましても、AIもそうですがそうした新技術が出てくる中で、多様化・広範囲化しております。

その中で、新たな政策課題に対して、現場に近い各部局で機動的に実行性の高い事業展開を図るという目的で、予算要求の簡略化、迅速な事業執行の中での働き方改革というものを進めるために、部局長の裁量枠というものを設けております。この裁量枠の中で、それぞれ各部局の政策課題に応じて、自由な発想によって、単年度のソフト事業として、設置をしているものということになります。

具体的に言いますと、未知への挑戦ということですので、例えば若手タスクフォースからの提案とか、固定観念にとらわれない大胆な発想でありますとか、そうしたものを活用する。その中で、一部局500万円を設定しているというものでございます。年度の前半で、このタイムリーな対応案というものを企画立案をして、予算枠を使って、速やかに実行に移すということを考えております。予算の実施状況につきましては、随時公表させていただいて、予算執行の透明化を図るというふうに考えております。

古川委員

新規事業ではないのだと思いますが、今年度はどんなことに使ったんですか。

坂東危機管理部次長

これは枠予算ということで、今年度こういう形の予算は計上しておりません。

（「新規事業か」と言う者あり）

はい、新規事業ということになります。

古川委員

新規事業なんですね。今、タスクフォースとかそういうところで意見集約してということであれば、いろいろな新しいことが出てきたら対応するというのではなく、積極的に部で使っていくという方針でよろしいですか。

坂東危機管理部次長

これは待ちの姿勢ではなく、各部局において積極的に活用していくという事業のものでございます。

古川委員

分かりました。

もう1点、債務負担行為の関係で鳴門合同庁舎施設改修事業というのはどういうことをするのかを教えてください。

犬伏消費生活創造室長

債務負担行為で鳴門合同庁舎の工事とは何をするのかとの御質問でございました。

鳴門合同庁舎は、昭和49年5月に建築をいたしまして、建築から46年がたとうとしております。現在、雨漏りがひどくてその雨漏りを直す工事のための債務負担行為でございませぬ。

古川委員

何か消費者庁がどうのこうのというのではないのですね。了解です。

最後、条例の関係ですが、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例が改正されて、適正飼養の規制が強化されたとなつていますが、具体的にどのようなことが強化されているのですか。

坂東動物愛護管理センター所長

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の改正について、経緯とどのような適正化や強化が図られているのかという御質問だったと思います。

動物の愛護及び管理に関する法律において、所要の改正が令和元年6月19日に公布が行われまして、施行期日を定める政令によりまして、改正法の施行が令和2年6月1日となりました。

この度の改正で、動物取扱業の更なる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応強化につなげるために大きく六つの改正が行われています。

一つは、動物の所有者が遵守すべき責務規定を明確化しております。

二つ目として、第一種動物取扱業による適正飼養の促進、具体的には出生後56日を経過しない犬については販売を規制しております。

三つ目は、動物の適正飼養のための規制の強化として、特定動物に関する規則の強化を行っております。愛玩目的での飼養等を禁止することを追記しております。動物の虐待に対する罰則の引上げもありますが、殺傷については懲役2年、罰金200万円であったところを、懲役5年、罰金500万円、それから虐待遺棄の罰金について、こちらは100万円のもの懲役1年、罰金100万円にそれぞれ引き上げております。

四つ目は、都道府県の措置等の拡充のために動物愛護担当職員を動物愛護管理担当職員と改正しまして、動物愛護管理担当職員の位置付けが明確となりました。条例では動物愛護監視員から動物愛護管理監視員として施設の立入調査、それから周辺の汚染されている所の調査質問等ができるようになっております。

五つ目は、マイクロチップの装着に関してですが、犬猫の繁殖業者にマイクロチップの装着・登録を義務付けることになりました。

六つ目は、その他で殺処分の方法について、国際的な動向に注視して考慮して行うことなどの改正があります。

これに伴いまして、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例については、条項ずれの修正と動物監視員を動物愛護管理監視員に修正するといった所要の整理を行うことになっております。

吉田委員

来年度の予算ですが、危機管理政策課の中で防災総務費が国民保護訓練費として昨年の202万円から1,400万円と大きく増額されていますが、これは説明の中であった近畿2府7県の合同の訓練ということではないのですか。説明をお願いします。

坂東危機管理部次長

説明資料の13ページ国民保護訓練費に関する御質問でございます。

こちらにつきましては、毎年国との合同訓練をしておりますが、来年度につきましては重点的に訓練を行うということで、今年度その中で、つい先日終わったのですが、現場と実動訓練と図上訓練を接続した訓練というものをやりました。来年度につきましてはそれを拡充するという形で訓練の充実を図るということで計上をさせていただいております。これにつきましては、基本的に全額国費という形になっております。

吉田委員

今週の月曜日ですか、図上訓練が行われたと思うのですが、美馬市のほうだったので最初から最後まで参加させていただきました。

非常に美馬市の職員が真剣に取り組まれている、多分美馬市では初めてだったと思います。やっておくと、もしものときにすごく経験が生きるだろうと見ていて感じました。

聞くところによりますと、徳島県はほぼ毎年やられていて、全国でも一番実施回数が多いという実績をお持ちとお聞きしたのですが、これまでの訓練の実績を簡単に御説明いただくとともに、今回の成果と反省点とかありましたら聞かせてください。

坂東危機管理部次長

これまでの国民保護の訓練につきましては、平成20年度、平成21年2月からになります。12年連続13回目ということで、この回数につきましては全国最多となっております。

具体的には、それぞれ一つどこか市町村に御協力を頂きまして、市町村と県と国の3者の間の情報連絡の訓練、実際には図上訓練という形でやることが多いのですが、その中に時々実動訓練を加えて実施しております。

今年度の訓練につきましては、これまでは図上訓練か若しくは実動訓練という形で、それぞれどちらかに集中をしてやっておったのですが、今回はそれを同時並行で行うという形の訓練をさせていただきました。

美馬市における現場とそれから美馬市役所、県、その3者の間で情報伝達を行う、事態に対する対処、そしてその中で情報をどう集約して共有していくかということの検証を行ったところでございます。

今回の訓練の成果というか反省としましては、その3者の中での情報共有がうまくいったものもありますし、うまく機器が使いこなせなかったという部分もございます。

それから現場に関しては、昨年度、これは松茂町に御協力を頂いたのですが、徳島阿波おどり空港において、消防、警察、自衛隊、それから医療機関の御協力を頂いて実動訓練、救出訓練を行っております。

今回も救助・救出訓練を行ったのですが、昨年度の成果として、現場に設置をする現場調整所というものがうまく横の連携ができなかったというのがありまして、その反省を踏まえて、昨年度の訓練の後、部隊の運用のやり方を関係機関と相談をしてきて、今回についてはその部分に関してかなりうまくいったのかなと考えております。

一方で、市町村、県、国との情報共有につきましては、現場ではかなり情報発信をしていただいていたのですが、我々がそれを受け止めきれなかった部分があったり、一方でこちらから指示を出していく、国から指示が下りてきて、例えば住民を避難させるという指示に関して、うまく伝わらなかったような部分がありまして、そうした点について年度内に検証を行って、運用の改善というものにつなげていきたいと考えております。

吉田委員

参加者の方が現場で意見を言われていたのですが、訓練の達成目標を初めに明確化することでよりやりやすくなるか、首長から住民への発信というのが、評価員による評価でうまくいっていなかったというのを言われていたもので、その辺も事前に首長に目標として伝えることができているならば、より良い訓練になっていたかなというのを見ていて感じました。

いずれにしても全国最多ということで、取組を一生懸命やられていることはいいことだと思います。

今回は脇町という田舎の町で国際テロ組織によるテロということで、あらゆる事態を全国どこでも考えなければいけないのは分かるのですが、すごく現実離れしているというのを感じてしまいました。

徳島県は原子力発電所はなく、各発電所から200キロメートル離れていて、東日本大震

災の避難者の方も徳島県や岡山県が原子力発電所から遠いと言われていますが，四国の伊方発電所から，西部のほうで150キロ以内なんです。

東京外国語大学教授の伊勢崎賢治さんを御存じと思いますが，東ティモールの紛争時に行かれて，東ティモール暫定政府の知事を6か月やられた責任者ですが，国防のプロという彼が，日本の最大の脅威は原子力発電所へのテロだということも言われてまして，150キロメートルと遠いですが，将来的にそういうことを想定していただけたらという要望をしておきます。よろしくお願ひします。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（14時26分）